

# 農林振興課林務水産係からのお知らせ

問 農林振興課 林務水産係  
☎476-1111 (511・512)

## 集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

知らず知らずのうちに農地や集落が獣のえさ（餌）場になっていませんか？  
～秋の収穫後から冬場にかけての取組が重要です～

### 被害防止のポイントは、えさ場をなくして「寄せ付けない」ことです。

#### 1 農地や集落内の「獣のえさ場」をなくしましょう!!

○収穫残さを放置しない!!

○放任果樹は剪定するか除去する!!



剪定前の柿の木  
(頂部まで管理が届かず放置)



剪定後の柿の木  
(楽に管理できる)

○冬季のえさ場をなくす!!

- ・水田では、収穫後に伸びた稲の葉やレンゲを獣が食べられないようにする。  
収穫後も電気柵等を適切に設置し、農地への侵入を防止する。  
→ 獣が、えさ場と認識すると、翌春の植付後から被害が発生・拡大

・畦畔や法面では、青草を出さない。

特に、法面での草刈りは9月頃までに終わらせる。

(冬季は枯草の状態とする。10月以降の草刈りは、冬場に餌となる青草を出すことになる。)

野山に餌が少なくなる冬季は、鳥獣を寄せ付けないチャンス!!

#### 2 農地周辺や集落内の「獣の隠れ場所」をなくしましょう!!

- 集落内のすみかや潜み場をなくす(耕作放棄地、茂み、ヤブ等の解消)。
- 集落内の見通しを良くする(緩衝帯の設置、枝打ち等)。

#### 3 住民が協力して獣を追い払い「獣の人慣れ」を防ぎましょう!!

- 獣の姿を見たら、みんなで協力してロケット花火などで追い払う。
- 放任された果樹や収穫残さを餌にしている獣も見逃さず追い払う。

#### 4 獣のえさ場や隠れ場所がないか、「環境点検」を実施しましょう!!

##### 【点検の視点】

- ・集落内や農地に「えさ場(放任果樹、野菜くずの放置等)」はないか。
- ・集落内や農地周辺に獣のすみか(ヤブ、けものみち)はないか。